



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

# ウェルフェア・レポート<sup>®</sup>

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行先：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

## 約3分の2の事業所が「人材の不足感」

～公益財団法人介護労働安定センター

公益財団法人介護労働安定センターは8月21日、2022年度の「事業所における介護労働実態調査(事業所調査)」と「介護労働者の就業実態と就業意識調査(労働者調査)」の結果を公表した。調査期間は同年10月で、全国の介護保険サービス事業所のうち1万8,000事業所が対象。労働者調査には、対象事業所に勤務する労働者が回答した。

事業所調査によると、介護事業所全体における人材の過不足状況については、大いに不足・不足・やや不足を合計した「不足感」が66.3%で、前年度の63.0%を上回った。これを職種別に見ると、訪問介護員が83.5%で最も多く、次いで介護職員の69.3%となっている。

前年度に14.3%と過去最低を記録した離職率の経年推移(訪問介護員と介護職員の2職種合計)を見ると、2022年度も14.4%とほぼ横ばいだった。

介護職員処遇改善加算の算定・対応状況については、「算定した」事業所が75.2%(前年度74.9%)、「算定していない」事業所が6.4%(同8.6%)と、算定事業所の増加が見られた。算定したと回答した事業所の対応としては、「諸手当の導入・引き上げ」が65.8%、「一時金の支給」が49.4%、「基本給の引き上げ」が37.6%となっている。

労働者調査によると、「今の勤務先で働きたい」と回答した割合は、無期・有期職員合計で58.2%。前年度(61.2%)まで5年連続して上昇していたが、前年度より減少した。労働条件・仕事の悩み(複数回答)については、「人手が足りない」が52.1%(前年度52.3%)と引き続き最も多かった。次に「仕事内容のわりに賃金が低い」が41.4%(同38.3%)で、労働者の最大の悩みは「賃金が低い」ことよりも「人手が足りない」ことにある傾向が続いている。また、前年度に前々年度の20.5%から28.1%に上昇した「健康面(新型コロナウイルス等の感染症、怪我)の不安がある」は29.0%と、引き続き増加となった。

## ベースアップ等支援加算 Q&A の周知徹底を要請

～厚生労働省

厚生労働省は8月18日、都道府県・市町村の介護保険担当課(室)と介護保険関係団体に対して、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する Q&A(vol.2)の送付について」(介護保険最新情報 Vol.1167)を事務連絡し、市町村や事業所等への周知徹底を要請した。

内容は「介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベア加算」)について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給または決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の3分の2以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか」との問いに答えたもの。

これに対し、「原則として、ベア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられるが、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない」としている。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の3分の2を大きく超えるよう設定することが適切とし、「いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である」と付け加えている。

## 最低賃金 過去最大の引き上げで全国平均 1,004 円に

～厚生労働省

厚生労働省は8月18日、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した「令和5年度の地域別最低賃金の改定額」(以下、改定額)を取りまとめた。これは、7月28日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した目安などを参考に、各地方最低賃金審議会が調査・審議した答申結果を取りまとめたもの。ポイントは以下の4点。

- 改定額の全国加重平均額は1,004円で、昨年度961円との差額は43円(全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分1円を含む)。
- 全国加重平均額43円の引き上げは、1978年度を目安制度開始以降最高額。
- 39～47円の範囲にある47都道府県別引き上げ分布は、47円2県、46円2県、45円4県、44円5県、43円2県、42円4県、41円10都府県、40円17道府県、39円1県。
- 最高額(1,113円＝東京都)に対する最低額(893円＝岩手県)の比率は80.2%。昨年度の79.6%に続き9年連続の改善。

## 今年の施設・事業所の状況調査を依頼

～厚生労働省

厚生労働省はこのほど、令和5年の「社会福祉施設等調査」および「介護サービス施設・事業所調査」への協力を各施設・事業所に依頼した。

「社会福祉施設等調査」は、全国の社会福祉施設等を対象に、施設の数や在籍者、従事者の状況等を明らかにするとともに、3年周期で施設の構造や運営実態等の詳しい調査も行っている。

一方、「介護サービス施設・事業所調査」は、介護保険制度における施設・事業所を対象に、施設・事業所の数や利用者・従事者の状況、サービスの種類と提供状況等を調査する。

どちらも、介護サービス行政の今後の方向性を決めるために活用される。調査票は9月下旬～11月中旬にかけて郵送され、対象となった施設・事業所は10月1日時点での状況を回答する。

社会福祉施設等調査では一部の調査票で、また、介護サービス施設・事業所調査ではすべての調査票でオンライン回答が可能になっている。

## 身元保証支援サービス 初の全国調査を実施

～総務省

総務省は8月7日、「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査」の結果を公表した。同調査は、身寄りのない高齢者が入院や介護施設等に入所するときの身元保証等の支援を代行するサービスについて、同省がインターネットや聞き取りを通してリストアップした204事業者を対象に実施した初めての全国調査。

結果によると、契約内容の重要事項説明書を作成しているのは全体の21.2%で、約8割が未作成。サービスの提供に必要な費用を事業者に預けておく預託金の有無については、77.0%の事業者が「あり」と回答している。しかし、預託金の管理状況については、事業所内の金庫での現金管理や法人代表理事の個人名義口座での管理など、トラブルにつながりかねない管理方法が見られるとして、個々の事業所による主体的取り組みだけで対応するのは限界があると指摘している。

寄附・遺贈の取り扱いについては、「申出があれば受け取る」が66.2%、「受け取らない」が29.9%だった。取り扱いの具体例として、▽生前に贈与契約を締結していたが、利用者の死後に親族が当該契約を無効と主張した、▽事業者への遺贈が記載されるなど、本人の意思と異なる内容の遺言書が作成されていた、▽身元保証サービスの提供を前提に合理的理由のないまま全財産を無償で譲渡させるとした死因贈与契約を無効とする高裁判決があった——などを挙げ、本人の自由な意思の尊重と判断能力の確認に留意すべきとした。

## 2021年度社会保障給付費 138.7兆円で過去最高を更新

～国立社会保障・人口問題研究所

国立社会保障・人口問題研究所は8月4日、2021年度の「社会保障費用統計」の集計結果を公表した。同統計は、年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護など、社会保障制度に関する1年間の収支を国際基準に則って集計したもの。

同年度の「社会支出」(OECD基準)の総額は142兆9,802億円(前年度比6兆6,298億円増)で、伸び率は4.9%。「社会保障給付費」(ILO基準)の総額は138兆7,433億円(同6兆5,283億円増)となり、伸び率が同じく4.9%だった。いずれも集計開始以降で過去最高を更新する結果となった。1人当たりの「社会支出」は113万9,300円、同「社会保障給付費」は110万5,500円だった。

社会支出を政策分野別に見ると、最も大きいのは医療保険、公費負担医療、介護保険などを含む「保健」で60兆5,208億円(総額に占める割合は42.3%)、次いで高齢年金などを含む「高齢」の48兆7,809億円(同34.1%)。社会保障給付費を「医療」「年金」「福祉その他」の部門別に見ると、「医療」は47兆4,205億円(総額に占める割合は34.2%)、「年金」は55兆8,151億円(同40.2%)、「福祉その他」は35兆5,076億円(同25.6%)だった。「福祉その他」のうち「介護対策」は11兆2,117億円で、同8.1%を占めている。

## 「令和5年版厚生労働白書」を公表

～厚生労働省

厚生労働省は8月1日、「令和5年版厚生労働白書」(令和4年度厚生労働行政年次報告)を公表した。

同白書は2部構成となっており、第1部では単身世帯の増加や新型コロナウイルス感染症の影響による交流の希薄化などで複雑化・複合化する課題、制度の狭間にある課題などが顕在化している状況を踏まえて、ポストコロナの時代に求められる「つながり・支え合い」のあり方を提示。「地域共生社会」の実現の観点から、介護や生活困窮など分野横断的な対応が求められる「8050問題」や、従来の対象者別の制度には合致しにくい制度の狭間にある「ひきこもり」「ヤングケアラー」の問題などへの対応を整理している。具体的には、▽「包摂的な『つながり・支え合い』」として、居場所づくりや属性(高齢・障害)を問わない支援、能動型(アウトリーチ)支援、デジタルを活用した時間や空間を超えた新たな「つながり・支え合い」の創造について、▽「人々の意欲・能力が十分発揮できる『つながり・支え合い』」として、誰もが参画できる支え合い(労働者協同組合の活用など)の促進やデジタルを活用した地域社会への参画について、それぞれ自治体や法人の事例を踏まえて紹介している。

第2部では、今年度子ども家庭庁へ移管した施策も含め、介護や医療、子育て、雇用、年金などの政策の動きについて報告している。